

## 揭示文書一覽(市長分)

令和7年6月4日

| 種別 | 番号  | 題 名                                            | 主 管 課    |
|----|-----|------------------------------------------------|----------|
| 告示 | 346 | 姫路城西御屋敷跡庭園好古園の入園料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について  | 姫路城総合管理室 |
| 告示 | 347 | 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法について | 道路管理課    |
| 告示 | 348 | 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定について                   | 道路管理課    |
| 告示 | 349 | 認可地縁団体に関する告示事項の変更について                          | 市民活動推進課  |
| 公告 | 284 | 収容動物の公示について                                    | 動物管理センター |
| 公告 | 285 | 開発行為に関する工事の完了について                              | まちづくり指導課 |

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 346号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城西御屋敷跡庭園好古園の入園料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、姫路城西御屋敷跡庭園好古園の入園料の徴収事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称  
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地  
姫路市本町68番地
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和7年（2025年）6月1日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間  
令和7年（2025年）6月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等（歳出）の種類  
姫路城西御屋敷跡庭園好古園の入園料

姫路市告示第 347号  
令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法について

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めたので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条の規定により告示する。

記

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名   | 区 間                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 幹第44号線  | 姫路市余部区上余部565番1地先から<br>姫路市余部区上余部228番1地先まで<br>(別図1参照)    |
| 幹第51号線  | 姫路市姫路市余部区下余部339番1地先から<br>姫路市余部区上余部565番1地先まで<br>(別図2参照) |
| 幹第61号線  | 姫路市網干区浜田211番1地先から<br>姫路市余部区下余部339番1地先まで<br>(別図3参照)     |
| 幹第69号線  | 姫路市飾磨区中島2918番3地先から<br>姫路市飾磨区中島2689番6地先まで<br>(別図4参照)    |
| 幹第75号線  | 姫路市飾磨区中島2705番1地先から<br>姫路市飾磨区中島311番1地先まで<br>(別図5参照)     |
| 飾磨115号線 | 姫路市飾磨区中島2919番11地先から<br>姫路市飾磨区中島2935番3地先まで<br>(別図6参照)   |

2 指定する期日

令和7年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、寸法が横0.23メートル以上、縦0.12メートル以上又は横0.12メートル以上、縦0.23メートル以上で、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

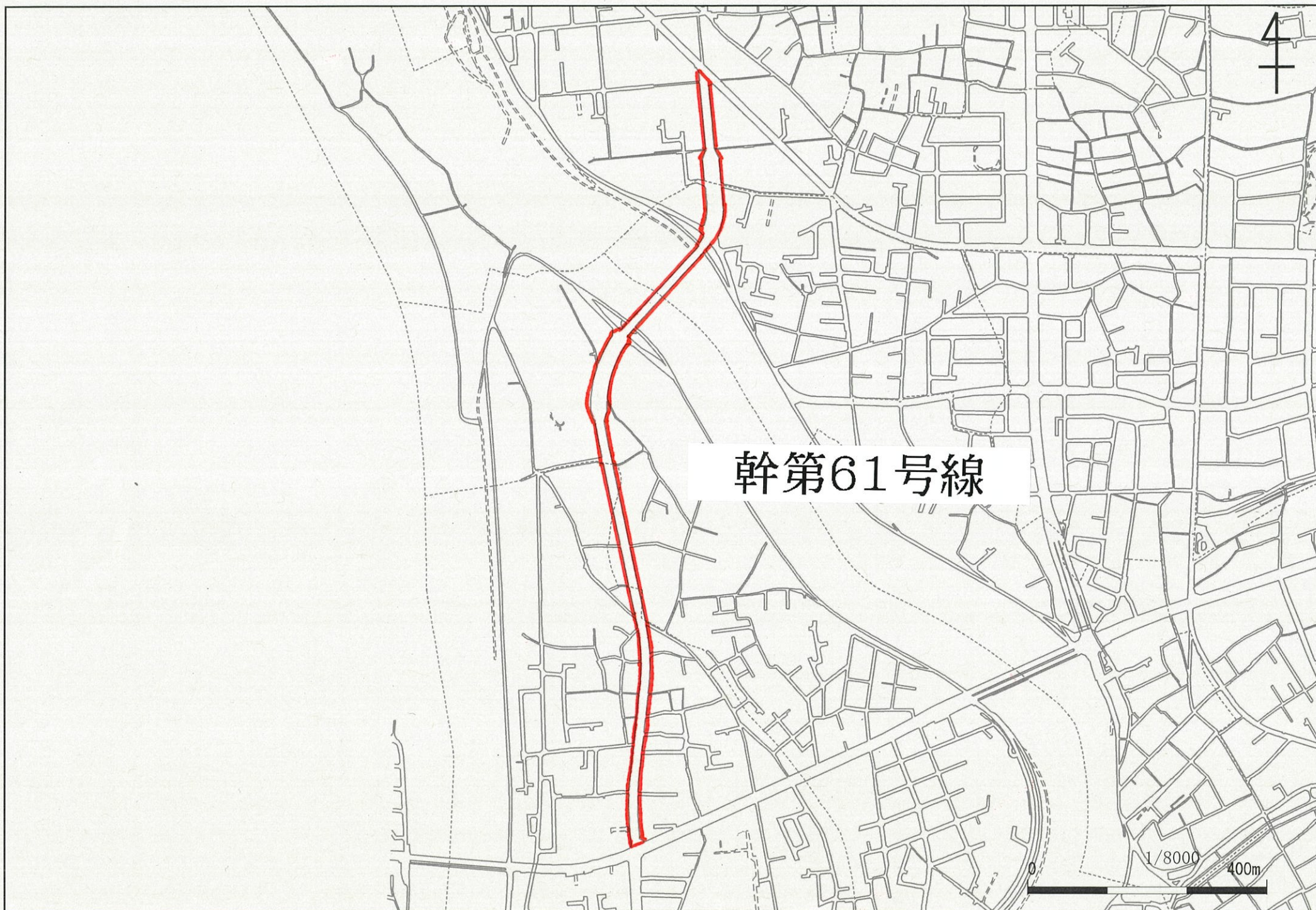




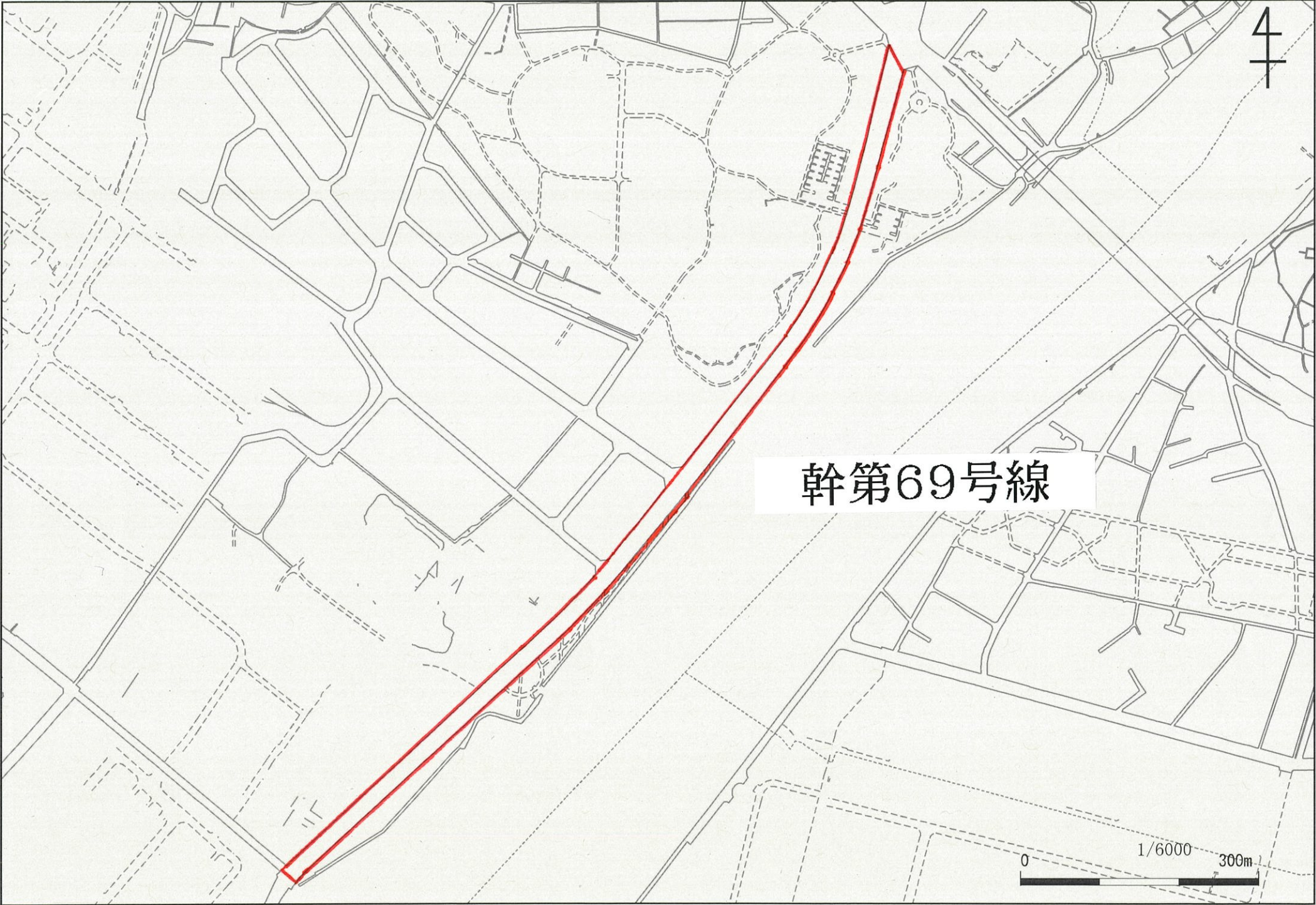








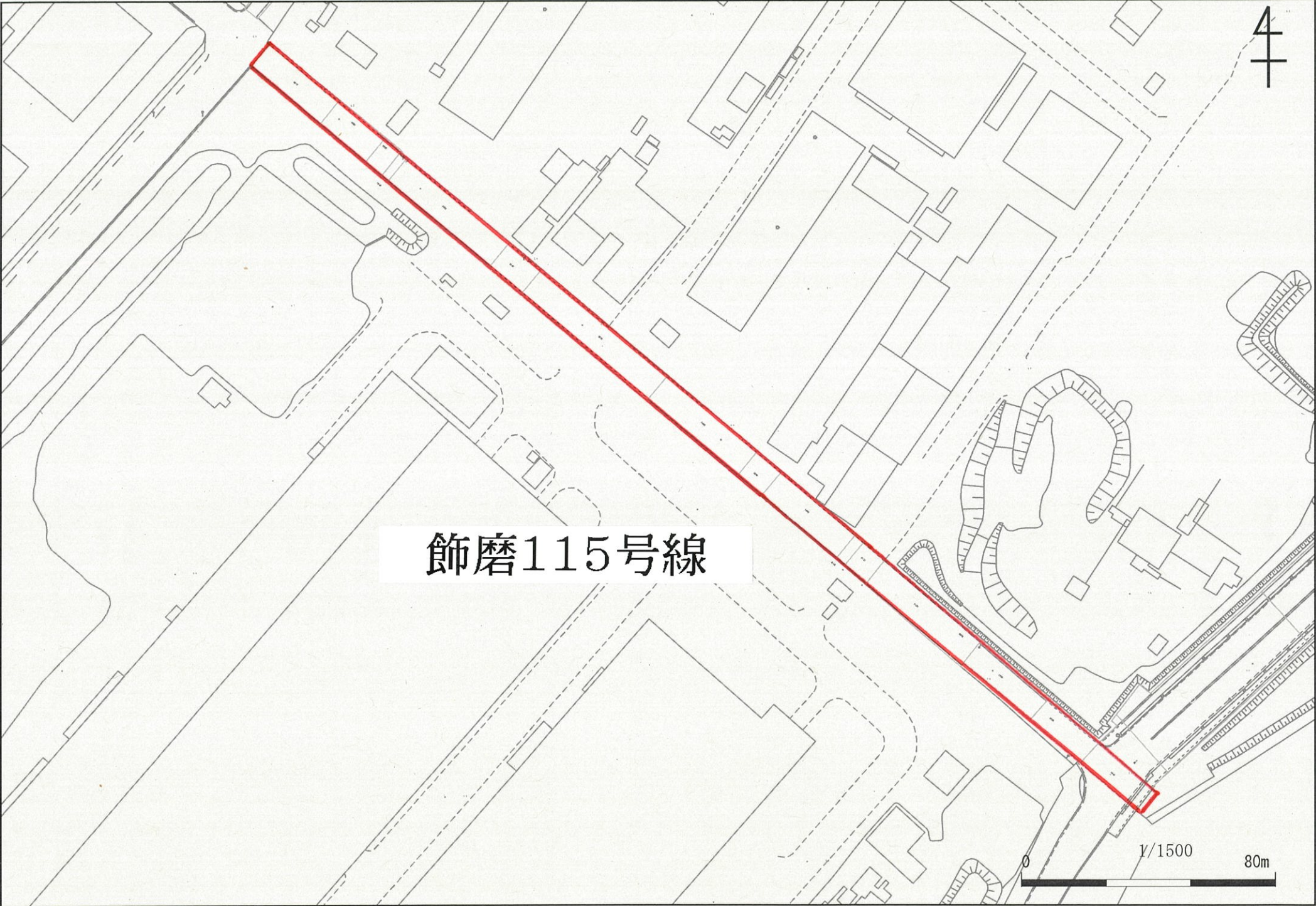














姫路市告示第 348号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が最大25トンである道路を下記のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条の規定により告示する。

記

1 指定する道路の路線名及び区間

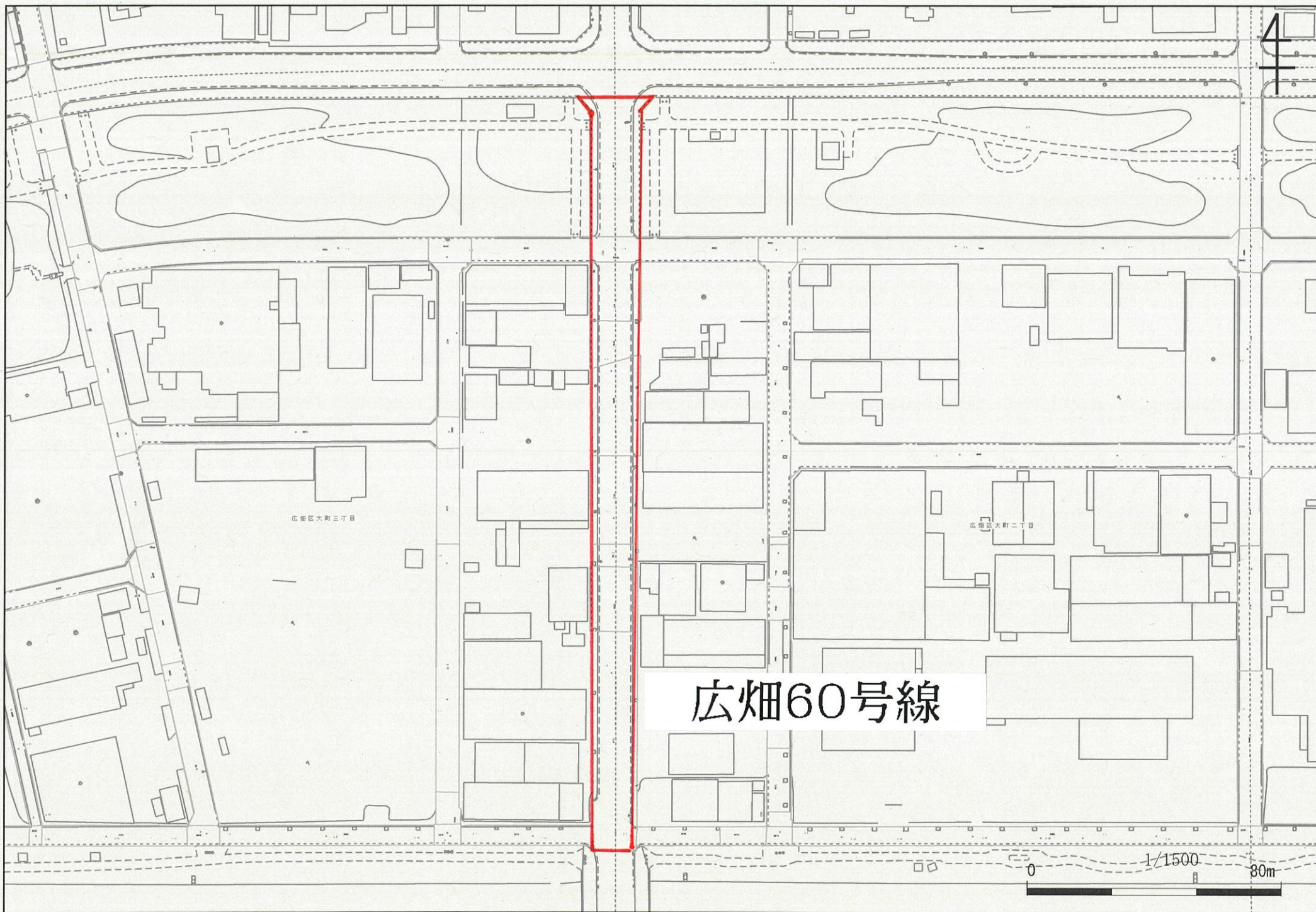
| 路 線 名   | 区 間                                                  |
|---------|------------------------------------------------------|
| 広畑60号線  | 姫路市広畑区大町2丁目14番地先から<br>姫路市広畑区大町2丁目56番4地先まで<br>(別図1参照) |
| 幹第69号線  | 姫路市飾磨区中島2918番3地先から<br>姫路市飾磨区中島2689番6地先まで<br>(別図2参照)  |
| 幹第75号線  | 姫路市飾磨区中島2705番1地先から<br>姫路市飾磨区中島311番1地先まで<br>(別図3参照)   |
| 飾磨115号線 | 姫路市飾磨区中島2919番11地先から<br>姫路市飾磨区中島2935番3地先まで<br>(別図4参照) |



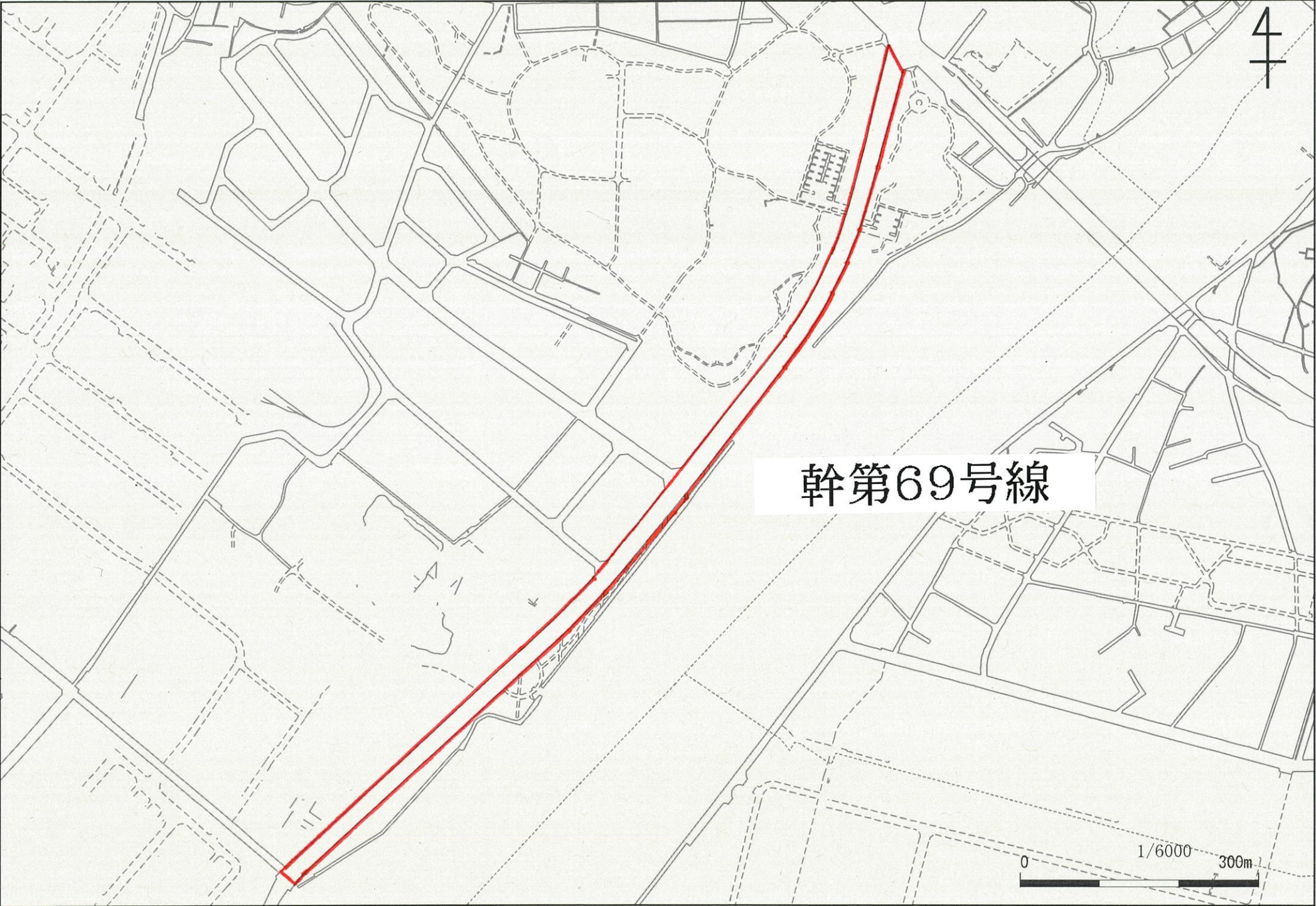
## 2 指定する期日

令和7年7月1日





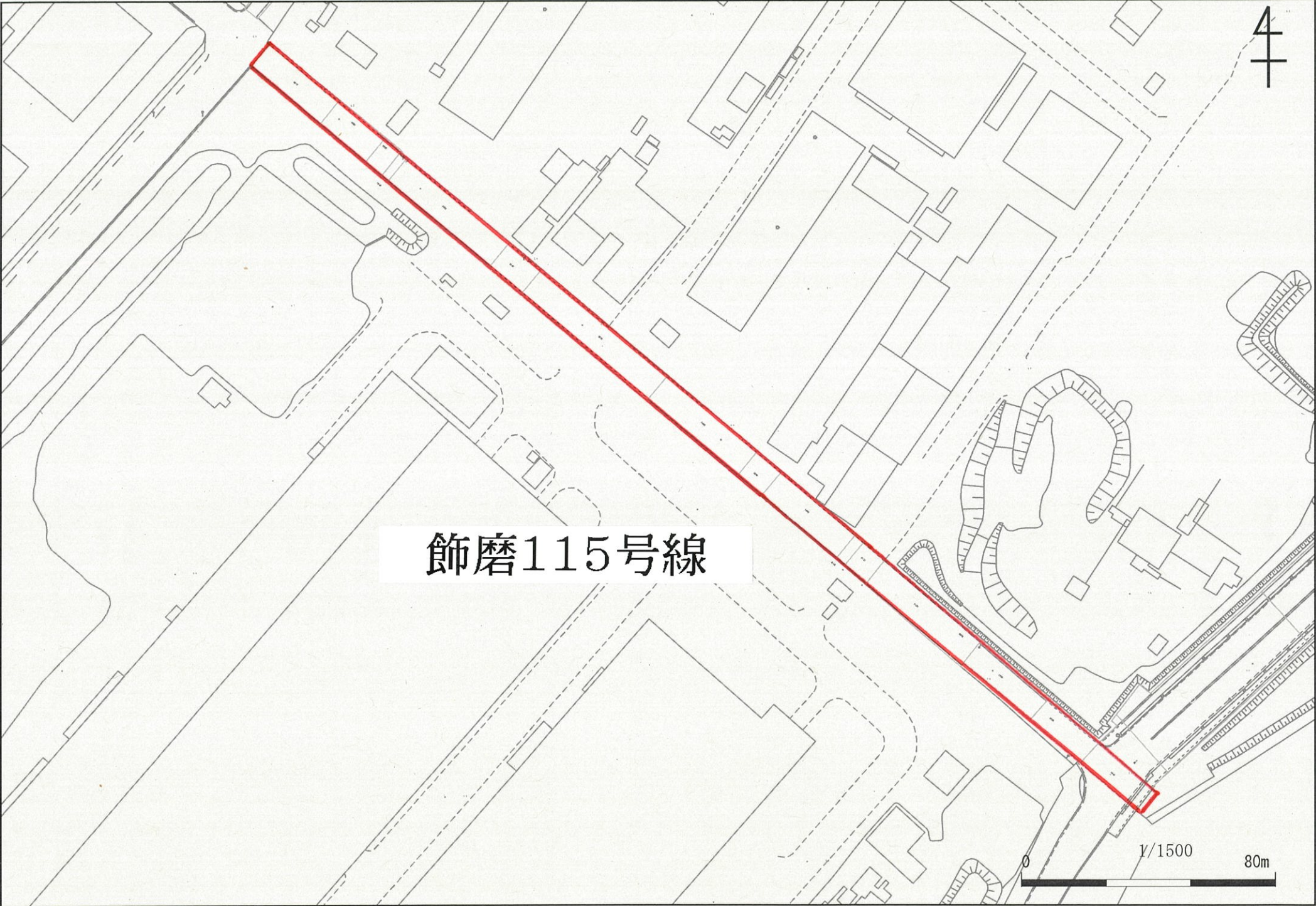














姫路市告示第 349号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容  
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日  
別紙のとおり



(別 紙)

1 西苫編自治会

| 変更事項   | 変更前         | 変更後          | 変更年月日    |
|--------|-------------|--------------|----------|
| 代表者の住所 | 姫路市苫編654番地3 | 姫路市苫編654番地10 | 令和7年4月1日 |
| 代表者の氏名 | 小川 哲司       | 田中 利昭        |          |



姫路市長 清 元 秀 泰

## 収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

## 記

| 収容年月日         | 収容場所      | 種類 | 種別   | 性別 | 毛色 | 体格 | 特徴   | 負傷の程度 | 保管の場所    |
|---------------|-----------|----|------|----|----|----|------|-------|----------|
| 令和7年<br>5月30日 | 姫路市飾磨区恵美酒 | 猫  | ミックス | オス | 白黒 | 小  | 首輪なし | 衰弱    | 動物管理センター |

- 1 公示期間は、令和7年 6月 4日から同月 6日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741



姫路市公告第 285号

令和 7年 6月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年1月27日

姫路市指令土 第1－68号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市大津区平松字西開129番の一部、130番及び132番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市勝原区熊見20番地11

岡崎 史朗